

○道路許認可審査・適正化指導業務共通仕様書（案）のH24.1.19掲載時に対する修正箇所

①第1条 適用

3. 特記仕様書、図面、共通仕様書又は・・・・・・・・想定される場合、
受注者は**監督**職員に確認して指示を受けなければならない。



受注者は**調査**職員に確認して指示を受けなければならない。

②第2条 用語の定義

- 2 4. 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し**受**注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。



- 2 4. 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し**発**注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。

③第13条 土地への立入等

1. 受注者は、・・・・・・・・場合は、契約書第12条《土地への立入りの条項》の定めに従って、・・・・・・・・



1. 受注者は、・・・・・・・・場合は、契約書第12条《土地、**建物等**への立入りの条項》の定めに従って、・・・・・・・・